

議案第54号

財産を減額して貸し付けること（大谷団地敷地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市大谷町181番1	4,627.83平方メートル

2 相手方

鳥取市田園町四丁目207番地

鳥取県住宅供給公社

3 貸付期間

平成29年4月1日から平成39年3月31日まで

4 貸付金額

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）第2条に基づく国有資産等所在市町村交付金に相当する金額

5 理 由

住宅困窮者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃で共同住宅を供給する鳥取県住宅供給公社に対して、当該共同住宅（大谷団地）の敷地を減額して貸し付けようとするものである。